

高健長第3224号

平成30年1月31日

ケアプランセンター 管理者様
ケアプランセンター 管理者様
きょうと福祉倶楽部 管理者様

高槻市健康福祉部
長寿介護課長

軽度者の福祉用具貸与の適用期間に係る取扱いについて (回答)

軽度者の福祉用具貸与の適用期間に係る取扱いにつきまして、以下のとおり回答いたします。

当該福祉用具貸与にかかる適用期間の取扱いについて、本市において検討を行った結果、適用期間の終期については、原則、要介護等認定有効期間の終了日に合わせた取扱いといたします。

また、今後につきましても、当該理由書及び(予防)居宅介護サービス計画書等の内容について確認を行い、担当の介護支援専門員と共に十分な連携を図ってまいります。

今後とも、本市介護保険行政にご理解とご協力の程、よろしく申し上げます。

高槻市 健康福祉部 長寿介護課

〒569-0076

高槻市桃園町2番1号

TEL : 072-674-7167